

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』給付事業に関する Q&A

Q 「学生支援緊急給付金給付事業」の趣旨・必要性を教えてください。

A 一般の新型コロナウイルス感染症の影響で大学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりと支えていくことが何よりも重要です。現在、感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止など、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきています。

これら経済的に困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、大学独自減免措置への支援等の対応をとってきたところです。

一方で、感染症拡大による影響で更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、こうした学生等で、今回の新型コロナの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行う「学生支援緊急給付金給付事業」が、令和2年5月19日の閣議で決定し、創設されました。

Q 家計の収入要件でみると、概ねどの程度の世帯まで支援対象となりますか。

A 本給付金に独自の収入要件はありません。

Q 学生支援緊急給付金とあわせて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A この給付金は、既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等による支援制度）を活用していること、又は既存の支援制度への申請を行う予定であることを求めており、この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』支給対象に関する Q&A

○ 全般

Q 支援対象を誰がどのように決めるのですか。

A 学生等が大学に申請を行い、大学が要件に該当するかどうかを審査した上で、学生等の推薦リストを作成し、日本学生支援機構に推薦します。

要件については HP で示していますが、その他経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者は対象とすることにしており、最終的には大学が学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うこととなります。

従って、実際の大学での要件審査に際しては、学生等へのヒアリングなどを通じ、学生等の実情を総合的に判断することとなります。

Q 年齢要件はありますか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q 在籍している大学等から、海外に留学しています。対象になりますか。

A 対象となり得ます。但し、国内の学生等と同様に、今般の新型コロナウイルス感染症による影響で、アルバイト収入が減少していることが要件となります。最終的には他の条件も勘案して大学で学生等の実情に添った形で総合的に判断することとなります。

Q 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等を直ちに支援の対象者から除外することはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。

Q 既に大学独自で実施している学生に対する給付金等を受け取っている場合でも、申請は可能でしょうか。

A 本給付金の支給要件を満たしていれば申請可能です。

Q 家庭からの仕送りなどの支給要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 要件を満たすことを求めています。最終的には大学が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

Q 仕送り額、バイト代収入、授業料の引き落としの時点はいつ頃のものか求められているのでしょうか。

A 本年1月以降の時点を目安としてください

① 「家庭からの多額の仕送りを受けていないこと」関係

Q 仕送り金額が「多額」であると判断する際の基準を教えてください。

A 「家庭からの多額の仕送り」については、平均額年間150万円（授業料含む）を目安として考えています。（あくまで目安であり、これを超えていたとしても問題ありません。）

Q 仕送り金額をどのように確認すればよいのでしょうか。

A 誓約書（様式2）の金額（年額）記載欄を確認してください。

② 「原則として自宅外で生活していること」関係

Q 自宅生で対象になる場合とならない場合はどのように線引きするのですか。

A 自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。この場合、家族から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを自己申告してください。

Q 自宅外で生活しているかどうかどのように確認すれば良いのでしょうか。

A 本人が居住するアパート等の賃貸契約書の写しや家賃の振込明細書等で確認します。その他、本人と両親の住民票の写し等により居住地が異なることを確認することで「自宅外で生活しているもの」と判断することが考えられます。また、本人が世帯主である住民票の写しを以って「自宅外で生活しているもの」とみなすことも考えられます。

③ 「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと」関係

Q 「アルバイト収入で学費を賄っている」とはどういうことですか。アルバイト収入の金額や割合が低ければ対象外ですか。

A 奨学金等に加え、アルバイト収入で生活費・学費等を賄っており、全収入におけるアルバイト収入の割合が高いことを想定しています。具体的な割合としては、アルバイト収入が前月比50%以上減少（⑤の要件）を満たすなど、この状況により大学での修学の継続が困難になっている方であれば該当します。金額については、誓約書（様式2）の金額（年額）記載欄を確認してください。

Q 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いと判断する際の基準を教えてください。

A アルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症の影響により修学の継続が困難になっている者を支援するものであることから、アルバイト収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた場合は「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いもの」と判断することが考えられます。

Q 4月に入学し、アルバイト収入の減少がない場合は、申請できないということですか。

- A アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。
この場合、申請書「3. 申し送り事項」にそのような事情を申告いただくことで、「③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い」「⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している」の要件を満たすこととします。

④ 「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」関係

Q 「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」をどのように確認すれば良いですか。

A 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類する書類を以って確認します。なお、受給証明書を提出できない場合は、申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

⑤ 「コロナ感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること」関係

Q 「アルバイト収入が大幅に減少」の要件について、どの程度の減少割合を求めているのですか。

A 前月比50%以上の減少を想定しています。この場合の「前月比」は、申請時点の前月比に限るものではなく、本年1月以降で、申請者にとって新型コロナウイルス感染症による影響で最も収入が減少した月を基準にさせていただきます。ただし、学生等のアルバイトが雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ、雇用主から休業補償が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

なお、前月比50%以上の減少に当たらなくとも申請は可能であり、最終的には他の条件も勘案して学生の実情に添った形で総合的に判断します。

Q アルバイト先からの給与明細や預貯金通帳の写しの提出は、いつごろのものが求められているのでしょうか。

A 上述のとおり、本年1月以降の2カ月分で前月比50%以上の減少が分かるもので確認してください。

⑥ 「既存の支援制度を活用していること」関係

Q 既存の支援制度とは何ですか。

A 既存の支援制度とは、①高等教育の修学支援新制度、②第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等を含め申請が可能な支援制度です。

Q 既存の支援制度を使っていない者は申請できないのですか。

A 原則として、いずれかの制度を既に活用していることとしますが、いずれも利用していない場合は、やむを得ない事情がない限り、対象となる制度への申請を行う予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 3浪のため新制度に申請できない者は、どうすればよいのでしょうか。

A 第一種奨学金（無利子奨学金）など、新制度以外の制度に申請予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 新制度の対象外である大学等に在籍する学生等も学生支援緊急給付金の対象になるのでしょうか。同様に新制度の対象外である大学院生も本給付金の対象になるのでしょうか。

A 新制度の対象外であっても、「第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用している若しくは今後利用を予定している者」「第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者」については、本給付金の対象となりえます。

Q 学業成績等の要件を満たさず、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できない者は申請できないのですか。

A 第一種奨学金の「緊急採用」に申請していただくことになります。なお、第一種奨学金の申請要件を満たさない方については、民間等の奨学金や学校独自の支援制度等の利用を予定していれば申請可能です。

Q 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定なのですが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。

A 既存の支援制度に申請を行い、仮に採用に至らなかった場合でも、本給付金を返金していただく必要はありません。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』支給額、支払方法に関する Q&A

Q 学生等にいくら支給されますか。

A 対象者の要件に合致すれば、住民税非課税世帯の学生等は 20 万円、それ以外の学生等は 10 万円支給されます。

なお、「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていない大学院生を含む学生等については住民税非課税証明書を提出させ、大学等において住民税非課税世帯であることを確認できた場合に、20 万円の支給対象となります。

Q 学生支援緊急給付金は、将来返還する必要はないのですか。

A 返還の必要はありません。ただし、申請書類に虚偽があった場合は、返金いただくことがあります。

Q 学生支援緊急給付金について具体的な使途は決まっていますか。使途の確認は行われますか。

A 本給付金は、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少・中断等で、授業料等の学納金や教材費といった学資の支払いに充てるための資金に窮する学生等が、修学をあきらめることがないように、緊急にこれらの資金に充てるための給付を行うものです。使途について、個別に具体的な確認をすることは考えていません。

Q 学生支援緊急給付金に所得税は課税されますか。

A 本給付金は、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少・中断等で授業料等の学納金や教材費といった学資の支払いに充てるための資金に窮する学生等が、修学をあきらめることがないように、緊急にこれらの資金に充てるための給付を行うものです。本給付金の趣旨に鑑みれば、非課税になると考えております。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請手続きに関する Q&A

Q 多子世帯やひとり親世帯を優先して推薦とのことですが、どのように申請すればよいのでしょうか。

A 該当する学生等については、申請書の申し送り事項にその旨を記載してください。

Q 必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A 証拠書類の一部が揃わない場合であっても、自己申告で申請することは可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q 現在、高等教育の修学支援新制度の第 I 区分の受給者ですが、この給付金の申請は必要ですか。

A すでに高等教育の修学支援新制度の受給者であってもこの給付金の申請が必要ですので、申請書に係書類を添付の上、学生支援課に申請してください。